

監査結果に係る措置通知書

泉区		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 設計金額の算定について</p> <p>「建築保全業務積算基準 平成 25 年度版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)」では、吸収冷温水機のシーズンイン、シーズンオフ及びシーズンオン点検にかかる人件費の積算について、同種の機器が複数設置されている場合は、保全技術補の歩掛(人)は2台目を10%低減して算定することが定められている。</p> <p>ところが、泉区総務課では、仙台市泉区役所本庁舎冷温水発生装置保守点検業務委託において、吸収冷温水機のシーズンイン、シーズンオフ及びシーズンオン点検にかかる人件費の積算に際し、同機器が2台設置されているにもかかわらず、保全技術補の2台目分の歩掛(人)を低減しなかったため、設計金額が過大となっていたところ、業者の見積額が当該過大な設計金額以下で適正な設計金額を超えていたため、結果として、適正な設計金額を上回る金額で契約していた事例が見られた。</p> <p>保守業務の機器点検の積算に当たっては、「建築保全業務積算基準」に基づき、歩掛(人)を適正に適用し人件費を算出する必要がある。</p>	<p>泉区部課長会において、監査結果について、総務課長より説明し、所属職員への周知徹底と注意喚起を図った。</p> <p>また、決裁などの機会をとらえ設計内容の点検を行うよう全課公所室長へ泉区長名の文書で通知を行った。</p> <p>担当課においては、再発防止のため「建築保全業務積算基準及び同解説 平成 30 年度版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)」等を使った課内研修を実施し、設計にあたっては、適用される項目、周期、分類等に応じて積算することを確認した。特に、同種の機器が複数設置されている場合、保全技術補の歩掛(人)を2台目は10%低減して算定する必要があることが定められているなど、歩掛によっては低減や加算の必要があることを再確認した。</p> <p>また、適正な積算を実施するため、「チェックシート」を作成し、起案の際は原議に添付し、決裁時に必ず確認を受けることとした。</p> <p>担当課研修日 令和2年1月15日</p>	